

【No.58】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

令和6年4月1日以後開始事業年度等分
外国法人用

所得の金額の計算に関する明細書

御
注意

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、

区分		総
当期利益又は当期欠損の額	1	
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5	
減価償却の償却超過額	6	
役員給与の損金不算入額	7	
交際費等の損金不算入額	8	
通算法人に係る加算額 (別表四付表[5])	9	
○ ○ ○	10	
小計	11	
減価償却超過額の当期認容額	12	
納税充当金から支出した事業税等の金額	13	
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)[5])	14	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)[26])	15	
受贈益の益金不算入額	16	
適格現物分配に係る益金不算入額	17	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18	
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19	
通算法人に係る減算額 (別表四付表[10])	20	
○ ○ ○	21	
小計	22	
仮計 (1)+(11)-(22)	23	
	24	
	25	△
	26	
	27	
	28	
	29	
	30	
	31	
	32	
	33	
	34	その他
	35	その他
	36	△
	37	
	38	
	39	外※
	40	△
	41	
	42	
	43	外※
	44	△
	45	外※
	46	△
	47	△
	48	△
	49	△
	50	
	51	△
所得金額又は欠損金額	52	外※

【No.12】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.17】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。

【No.14】別表五(二)

の5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。

【No.46】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。
【No.47】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を加算していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.15】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

合計 (26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)		契約者配当の益金算入額 (別表九(一)[13])
		特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表九(八)[13]、別表九(九)[11]又は別表九(一)[16]若しくは[33])
		中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額
		非換格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額
	差引計 ((34)から(38)までの計)	
		更生欠損金又は民事再生等評価換算が行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)[9]又は[21])
		通常対象欠損金額の損金算入額又は通常対象所得金額の益金算入額 (別表七の二[5]又は[11])
		当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(一)付表一「23の計」)
	差引計 (39)+(40)±(41)+(42)	
		欠損金等の当期控除額 (別表七(一)[4の計])+(別表七(四)[10])
	総計 (43)+(44)	
		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十二(二)[43])
		農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)[10])
		農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)[43の計])
		関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(一)[15]、別表十二(一)[10]又は別表十二(十四)[12])
		特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十二(六)[21]～[11])
		残余財産の確定日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額
所得金額又は欠損金額	52	外※

別表四

令六・四・一以後終了事業年度分

ことになります。